

日本国厚生労働省とリトアニア共和国保健省との間の 保健分野の協力に関する覚書

日本国厚生労働省とリトアニア共和国保健省（以下、「当事者」という。）は、人類の発展における保健の重要性を認識し、保健分野における互恵的な協力を発展させることを意図し、当事者の権限の範囲内で、双方の領域内で適用される法令及び両国の国際的な義務に従って行動し、以下のとおり決定した。

本覚書は、法的拘束力を有さず、当事者を拘束する国内法上又は国際法上の義務に優先することを意図したものでない。

第1項 目的及び協力分野

本覚書の目的は、保健に関する当事者間の協力を強化し、及び、両国の保健専門家間の協力を支援することである。本覚書は共通の関心分野における協力を推進することを意図している。協力分野は、以下の事項を含むがこれらに限定されるものではない。

1. 生物医学及び臨床研究
2. 希少疾患及び未診断疾患
3. 腫瘍学
4. その他共通の関心分野

第2項 協力形態

協力形態は以下を含み得るが、必ずしもこれらに限定されるものではない。

1. 情報及び経験の交換
2. 代表団及び保健専門家の交流
3. 会議及びセミナーの共同開催
4. 共通の関心に基づくその他の形態

第3項 資金

協力活動の費用負担は相互で決定することとする。原則として、派遣元当事者が他国への旅費、宿泊費、国内旅費及びその他訪問に係る費用を負担する。

本覚書の下で実施される全ての活動は、資金の利用可能性を踏まえた上で行わ

れる。

第4項 協議

本覚書の解釈及び適用に関する全ての紛争及び相違は、当事者間の交渉と協議により解決する。

第5項 期間

本覚書の下での協力は、署名の日から開始し、5年間継続する。本覚書の下での協力は、一方の当事者が本覚書の継続期間の終了日の6か月前までに本覚書の下での協力を終了する旨の書面の通知を他方の当事者に行わない限り、自動的に更に5年間延長される。

本覚書の下での協力の終了は、覚書の終了通知又は終了の日付より前に当事者によって決められた実施中のプログラム、事業及び交流の発展及び結果に影響を及ぼさない。それらは予定されていた終了日まで実施される。

第6項 修正

本覚書は、当事者間の書面による同意により修正することができる。修正は第5項に沿って行われる。

本覚書は、英文で2通作成され、2018年5月21日にジュネーヴで署名された。

日本国厚生労働省のために

リトアニア共和国保健省のために